

## 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

### この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客様がお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱い店にご確認ください。

お申込手数料	当ファンドのお申込み手数料は、お申込み価額にお申込み口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率は日興イーリートレードの画面でご確認ください。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご負担いただく手数料について(例)	お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱いコース	分配金再投資コース ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱い店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買取渡日	お申込・ご換金ともに交付目論見書に記載のファンドの換金代金のお支払日に準じます。

## 目論見書補完書面(投資信託)

<p>当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要</p>	<p>当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。</p>																		
<p>当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要</p>	<p>当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とおお客様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。</li> <li>・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。</li> <li>・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。</li> <li>・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただけます。</li> <li>・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客様にお渡しいたします。</li> </ul>																		
<p>会社の概要 (2023 年 9 月末現在)</p>	<table border="0"> <tr> <td>商号等</td> <td>SMBC日興証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号</td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td>〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1</td> </tr> <tr> <td>加入協会</td> <td>日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会</td> </tr> <tr> <td>指定紛争解決機関</td> <td>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>1,350 億円</td> </tr> <tr> <td>主な事業</td> <td>金融商品取引業</td> </tr> <tr> <td>設立年月</td> <td>2009 年 6 月</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>&lt;お問い合わせ全般はこちら&gt; 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) &lt;口座開設のお問い合わせはこちら&gt; 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)</td> </tr> </table>	商号等	SMBC日興証券株式会社	登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号	本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	資本金	1,350 億円	主な事業	金融商品取引業	設立年月	2009 年 6 月	連絡先	<お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)
商号等	SMBC日興証券株式会社																		
登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号																		
本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1																		
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会																		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター																		
資本金	1,350 億円																		
主な事業	金融商品取引業																		
設立年月	2009 年 6 月																		
連絡先	<お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)																		

お申込みは

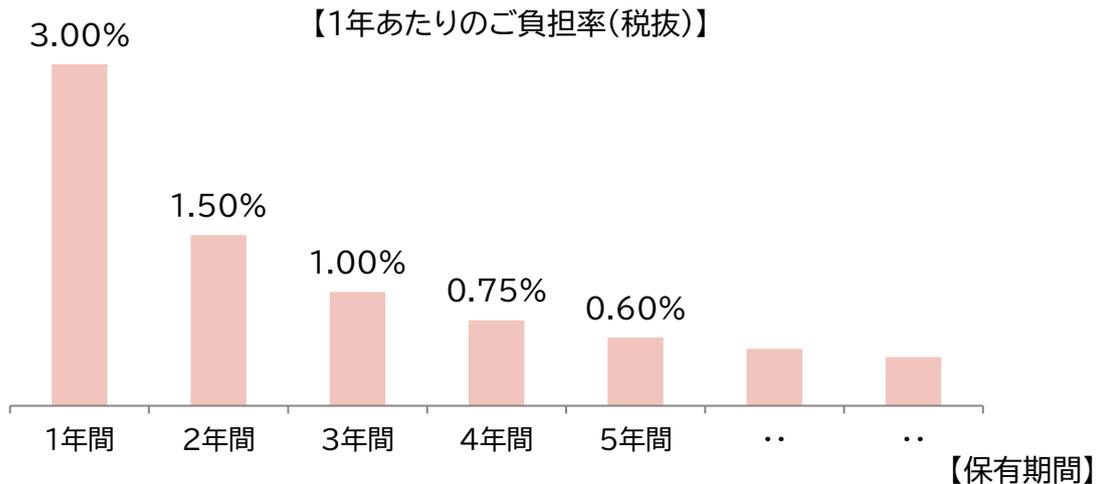


## お申込手数料に関するご説明

\*当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただく前に、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

### 【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。

この頁は、余白の頁です。

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2023.10.26



自分だけの投資スタイル、探せる、見つかる。  
ノーロード・インデックスファンド・シリーズ。

**eMAXIS**  
イーマaxis

eMAXIS専用サイト <https://emaxis.jp/>

## eMAXIS 国内物価連動国債インデックス

追加型投信／国内／債券／インデックス型

ファンドは、2024年1月1日から開始される新しいNISAの成長投資枠の対象となる予定です。  
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国内	債券	インデックス型	その他資産	年1回	日本	ファミリーファンド	その他(NOMURA物価連動国債インデックス(フロアあり))

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(債券 公債)です。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「eMAXIS 国内物価連動国債インデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年4月25日に関東財務局長に提出しており、2023年4月26日に効力が生じております。

### 委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額:28兆8,827億円

(2023年7月31日現在)※

※委託会社は2023年10月1日付で統合を行っております。

運用投資信託財産の合計純資産総額は三菱UFJ国際投信株式会社とエム・ユー投資顧問株式会社の総額を合算したものです。

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

### 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

NOMURA 物価連動国債インデックス(フロアあり)の値動きに連動する投資成果をめざします。

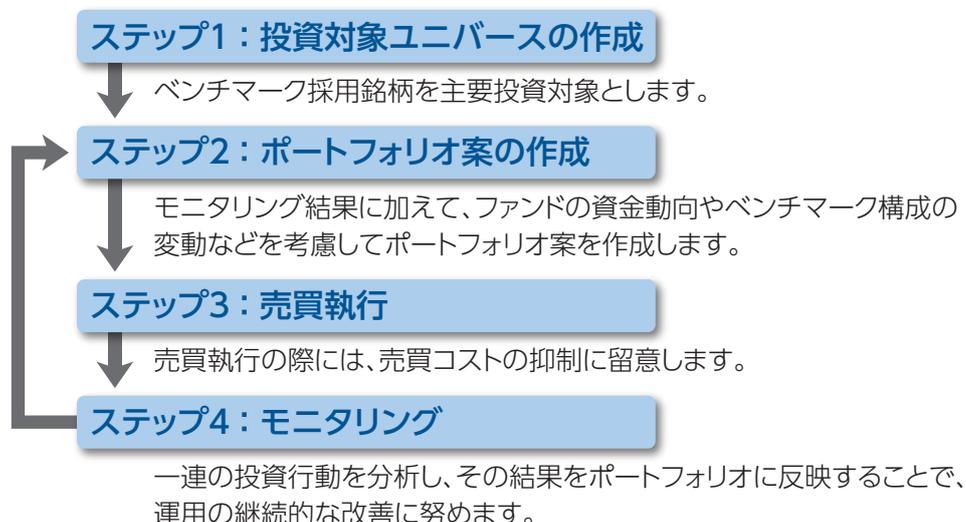
## ファンドの特色

特色1

NOMURA 物価連動国債インデックス(フロアあり)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- NOMURA 物価連動国債インデックス(フロアあり)をベンチマークとします。

### <運用プロセスのイメージ>



! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

特色2

「国内物価連動国債インデックスマザーファンド」を通じて、わが国の物価連動国債に実質的な投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し債券の実質投資比率が100%を超える場合があります。



### 物価連動国債とは

全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)(以下「CPI」)の動きに応じて、元金額や利払い額が増減する国債です。

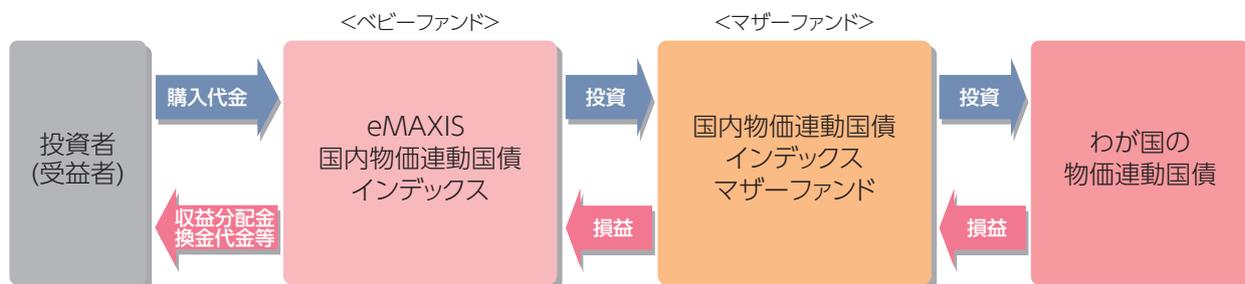
- ◆ 利率は固定ですが、CPIに応じて元金額が変動します。そのため、利払い額も変動します。
- ◆ 年2回利払いが行われます。
- ◆ 満期は10年です。平成20年度(2008年度)までに発行された第1回～第16回債は償還時の元本保証がありませんが、平成25年度(2013年度)発行の第17回債以降は元本保証がある物価連動国債が発行されています。

☞ 元本保証とは、物価連動国債について、償還時の物価が発行時より下落しても額面金額(発行時元金額)での償還が保証されていることをいいます。投資者の投資元本が保証されるものではありません。

! 満期まで保有せず途中で売却する場合は、元本は保証されません。

## ■ファンドの仕組み

運用は主に国内物価連動国債インデックスマザーファンドへの投資を通じて、わが国の物価連動国債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## ■主な投資制限

デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
--------	----------------------------------------------------------------------------

## ■分配方針

- 年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

 NOMURA 物価連動国債インデックス(フロアあり)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本国が発行したフロアありの物価連動国債のパフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

 フロアありの物価連動国債とは、償還時の物価が発行時より下落しても額面金額(発行時元金額)での償還が保証されている物価連動国債のことをいいます。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。また、物価連動国債については、上記のほか物価の変動による影響を受け価格が変動します。一般に、物価が下落した場合あるいは物価の下落が見込まれる場合には、物価連動国債の価格が下落するため、基準価額の下落要因となります。

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

## ■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

## ■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年8月末～2023年7月末)



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年8月末～2023年7月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

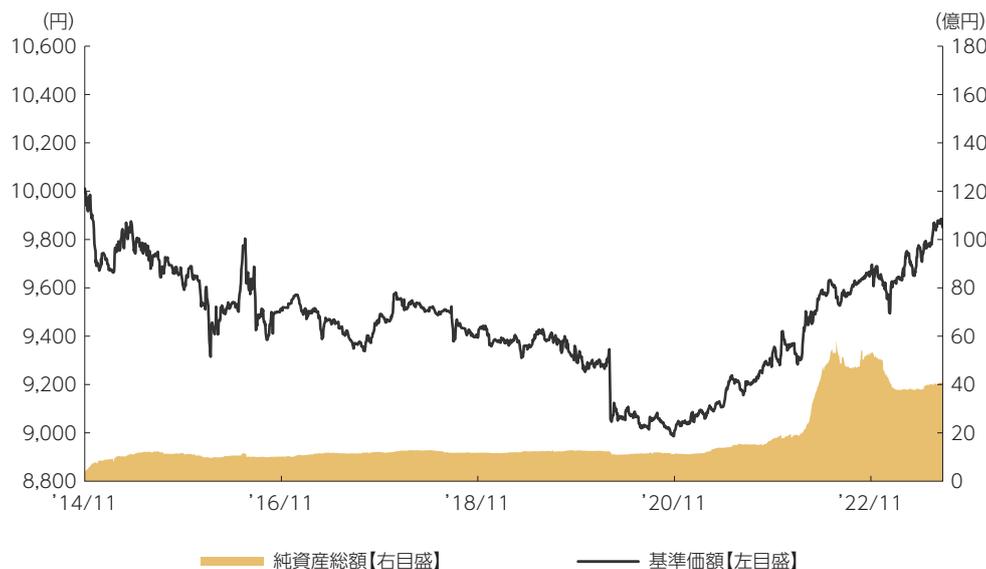
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



# 運用実績

2023年7月31日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2014年11月6日(設定日)～2023年7月31日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	9,850円
純資産総額	40.7億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

2023年1月	0円
2022年1月	0円
2021年1月	0円
2020年1月	0円
2019年1月	0円
2018年1月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

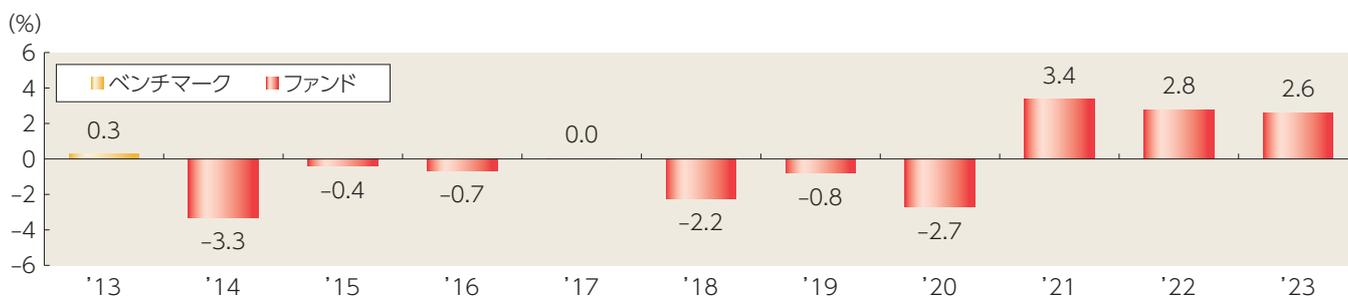
## ■主要な資産の状況

種別構成	比率
国債	99.0%
コールローン他 (負債控除後)	1.0%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	比率
1 第20回利付国債(物価連動・10年)	国債	16.0%
2 第21回利付国債(物価連動・10年)	国債	13.9%
3 第22回利付国債(物価連動・10年)	国債	13.5%
4 第23回利付国債(物価連動・10年)	国債	13.3%
5 第24回利付国債(物価連動・10年)	国債	12.9%
6 第19回利付国債(物価連動・10年)	国債	7.8%
7 第27回利付国債(物価連動・10年)	国債	7.5%
8 第25回利付国債(物価連動・10年)	国債	6.4%
9 第26回利付国債(物価連動・10年)	国債	6.1%
10 第28回利付国債(物価連動・10年)	国債	1.7%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2014年は設定日から年末までの、2023年は年初から7月31日までの収益率を表示
- 2013年はベンチマーク算出日(11月1日)から年末までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。

 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。

 申込について	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2023年4月26日から2024年4月25日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

 その他	信託期間	無期限(2014年11月6日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・対象インデックスが改廃されたとき ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	1,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。なお、当該NISA制度は2023年12月末までのご購入が対象となります。2024年1月1日より開始される新しいNISA制度において、公募株式投資信託は一定の要件を満たした場合に、当該制度の適用対象となります。ファンドは「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定です。 販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



# 手続・手数料等

## ■ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

日々の純資産総額に対して、**年率0.44% (税抜 年率0.4%) 以内**をかけた額

$$1\text{万口当たりの信託報酬} : \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)$$

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

信託報酬率ならびに配分(委託会社および販売会社、受託会社)は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)		
		合計	委託会社および 販売会社	受託会社
500億円未満の部分	<b>0.44%</b>	0.4%	0.35%	0.05%
500億円以上 1,000億円未満の部分	<b>0.418%</b>	0.38%	0.34%	0.04%
1,000億円以上の部分	<b>0.396%</b>	0.36%	0.33%	0.03%

運用管理費用  
(信託報酬)

委託会社および販売会社への配分(税抜)は、次の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社
50億円未満の部分	信託報酬率から 販売会社および受託会社の 配分率を差し引いた率	0.175%
50億円以上100億円未満の部分		0.185%
100億円以上の部分		0.195%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

その他の費用・  
手数料

以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われるファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6か月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

Tax  
税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2023年7月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。なお、当該NISA制度は2023年12月末までのご購入が対象となります。2024年1月1日から開始される新しいNISA制度において、ファンドは「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定です。

※「新しいNISA(少額投資非課税制度)の成長投資枠」をご利用の場合

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。







目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>